

第87号議案

神戸市立学校設置条例の一部を改正する条例の件

神戸市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年11月28日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市立学校設置条例の一部を改正する条例

神戸市立学校設置条例（昭和39年3月条例第87号）の一部を次のように改正する。

別表2神戸市立有野台小学校の項を削り，同表中

「

神戸市立有野東小学校

有野台5丁目2

 を

「

神戸市立ありの台小学校

有野台5丁目2

 に

改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は，平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 神戸市立ありの台小学校の位置は，平成31年4月1日から同日から起算して5年を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日までの間は，改正後の別表2の規定にかかわらず，神戸市北区有野台2丁目8とする。

理 由

小学校を設置し，及び廃止するに当たり，条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市立学校設置条例 ぬきがき

(___は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

別表2 (第3条関係) 小学校

名称	位置	
略	略	略
略	神戸市北区	略
神戸市立有野台 小学校		有野台2丁目 <u>8</u>
神戸市立有野東 小学校		有野台5丁目 <u>2</u>
略		略
略	略	略

_____		_____
_____		_____
神戸市立ありの 台小学校		有野台5丁目 <u>2</u>